

保護者の皆様へ

愛知県立猿投農林高等学校長

### 学校感染症の出席停止について

本校では学校保健安全法 18 条、19 条の規定により、次の感染症にかかった場合、本人の休養と他人への感染予防のため出席停止（この期間は欠席扱いとなりません）の措置といたします。

お子様が感染症の疑いがある場合は、必ず医師の診察を受け、医師の指示の下、治療に専念してください。保護者の皆様の正しい御理解と御協力をお願いいたします。

なお、再登校される際は本校所定の「治癒証明書」を御提出ください。（医療機関用紙可）

（学校において予防すべき感染症（学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条より）

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARS 鳥インフルエンザ(H1N1)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後 3 日を経過するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日間を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日経過するまで（発症した後 10 日間はマスクの着用が望ましい） ※濃厚接触者については出席停止の扱いになりません。
第三種	その他感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

# インフルエンザ治癒報告書

この書類は保護者の方が記入してください

令和 年 月 日

愛知県立猿投農林高等学校長 様

\_\_\_\_年 \_\_\_\_組 \_\_\_\_番

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ (自署)

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

インフルエンザ治療のため欠席させました。

## ※注意事項

この報告書の裏面に、薬剤情報（薬品名、効能等）が記載された書類、又はその写しを添付してください。

ただし、医療機関等で上記の書類が発行されない場合は、通院を証明できる書類、又はその写しを添付してください。（例えば、薬袋、レシート等で医療機関名・氏名・日付の記されたものをお願いします。）